

工事請負契約変更状況(10月分)

令和6年11月13日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
106022	道路建設課	市道三本柳線道路改良工事及び配水管布設工事	100,100,000	114,472,600	89,063,470	100,197,900	97,900	0.1%	(9)	1	R6.10.9	(株) 司組
506006	水道建設課	下米内一丁目地内配水管布設替工事	17,809,000	19,811,000	16,174,000	18,527,300	718,300	4.0%	(4)	1	R6.10.4	(株) 小林水道土木工業所
106032	道路管理課	市道仲街道線防護柵設置工事	3,350,600	3,806,000	2,892,707	3,754,300	403,700	12.0%	(4)	2	R6.10.2	(株) アペイロン
106033	道路管理課	向中野地区ゾーン30プラス交通安全対策工事	5,102,900	5,761,800	4,436,339	5,264,600	161,700	3.2%	(6)	2	R6.10.8	(有) 新栄建設工業
106001	市民協働推進課	加賀野地区活動センター外2施設複合化・大規模改修(館庭整備)工事	48,356,000	53,727,300	43,908,000	54,217,900	5,861,900	12.1%	(4)(7)	2	R6.10.7	(株) 内澤建設
106027	公園みどり課	遊具更新その1工事	47,952,300	52,331,400	43,158,000	47,935,800	△ 16,500	0.0%	(5)(6)	1	R6.10.9	樋下建設(株)
104085	玉山・総務課	盛岡市道の駅建設(電気設備)工事	227,590,000	246,840,000	206,440,000	248,309,600	20,719,600	9.1%	(4)(6)(7)	5	R6.10.16	岩館電気(株)
106037	林政課	林道一盃森線舗装工事	16,995,000	19,851,700	15,335,406	16,882,800	△ 112,200	-0.7%	(4)	1	R6.10.17	盛岡舗道(株)
104126	玉山・総務課	盛岡市道の駅建設(機械設備)工事その1	343,200,000	344,300,000	286,348,000	358,396,500	15,196,500	4.4%	(4)(6)	4	R6.10.23	双葉設備アンドサービス・山崎組特定共同企業体
506004	水道維持課	東見前6地割地内配水管移設工事	38,830,000	42,913,200	35,287,000	51,596,600	12,766,600	32.9%	(4)(7)	1	R6.10.25	(有) 北陵設備工業
503102	水道建設課	杜の大橋配水幹線添架工事	680,900,000	692,122,200	566,408,000	764,553,900	83,653,900	12.3%	(4)(6)	3	R6.10.30	フソウ・メグミ特定共同企業体
104087	玉山・総務課	盛岡市道の駅建設(造成)工事	424,908,000	464,152,700	385,479,000	635,459,000	210,551,000	49.6%	(6)	6	R6.10.23	樋下建設(株)
104125	玉山・総務課	盛岡市道の駅建設(建築主体)工事その1	690,800,000	694,540,000	576,823,000	768,971,500	78,171,500	11.3%	(2)(4)(7)	5	R6.10.24	司組・浅沼工務店特定共同企業体

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。